

# くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2017年1月 第160号

発行：くらしの相談センター  
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823  
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

シリーズ  
ご存知ですか

## 税金の確定申告 主権者意識を持って

所得税の確定申告は自営業者にとっては頭の痛い問題ですが、自営業者にとどまらず源泉徴収された税額がその年の所得税額より多い場合や、医療費の控除を受ける場合などは、税金の還付申告をする必要があります。

### 納税者こそ国の主人公

おさめすぎた税金は黙っていたら戻ってきません。一度相談してみると思います。

なお確定申告の期間は2月16日～3月15日までですが、還付申告については1月1日以降申告書を提出することができます。また、平成28年分確定申告書より個人番号(いわゆるマイナンバー)の記載欄が追加されますが、税務署ではこの番号記載が

ない場合でも申告書を受け付けます。国民監視・管理の道具として使われかねない個人番号の記載については慎重に検討する必要があります。

など許すことはできません。

民商つぶしを許さない

また一方では、重税に反対する運動や納税者の権利を守る運動への弾圧も強まっています。2014年には岡山県の倉敷民商(民主商工会)の事務局長3名が突然逮捕されるという事件が発生しました。

消費税増税反対運動などを積極的に進める民主商工会に言いがかりをつけ民商つぶしを狙った弾圧事件です。現在最高裁・岡山地裁で争われていますが、川崎でも「無罪を勝ち取る川崎の会」を結成し支援に取り組んでいますので、ご支援よろしく願います。

倉敷民商弾圧事件・無罪を勝ち取る川崎の会  
久保行央

あけましておめでとうございます。年明けの忙しい時期ではございますが、お変わりなくお過ごしでしょうか。昨年の「年末パーティー」ではみなさんからご協力をいただき、「こんな楽しい会ははじめて！」と大変好評でした。この1月から境町に「くらしの相談センター・境町相談所」を開設(片柳すすむ事務所に併設)することになりました。当面、平日午後の開設となりますが、どうぞよろしく願います。

### 相談事例 (その136)

## 後見契約が 親族のトラブルを避ける

川崎市在住のAさん(60代)は、県外の病院に長期入院している独身のお兄さん(70代)の遠距離介護をしています。お兄さんには持ち家の他に株や預貯金等の財産があり、ご両親が既に他界しているため、お兄さんが亡くなった後に相続人になるのは兄弟姉妹と一部その子たちです。

### 姪より言いがかり

遠方から献身的にお兄さんの介護に通い、留守宅の修繕や郵便物等の管理しているAさんに対し、相続人の一人である姪(60代)が「Aはおじさんのお金を使い込んでいます」と言いがかりをつけ始めました。Aさんは会計に関しては素人ですから帳簿のつけ方は完璧とはいえませんが、それは不正をしているのとは違います。

### 判断能力がある間に 契約を

約を結び、後見人としての立場を明確にした上で、お兄さんの財産管理をするよう勧めました。

しかし認知症などの症状で判断能力が十分ではない場合、任意後見契約はできず家庭裁判所が選んだ法定後見人と契約することになってしまいます。

難病に罹患しているお兄さんの判断能力はギリギリのところでしたが、どうにかAさんを後見人にして任意後見契約できました。

これでAさんは正々堂々とお兄さんの後見人を名乗り、姪の言いがかりを突っぱねてお兄さんのお世話ができます。その上でAさんには簡単でわかりやすい金銭出納帳簿の付け方をお教えしました。

介護をする人が他の親族と相続をめぐって不毛な争いを避けるには、後見契約公正証書を作成しておくことをお勧めします。

### 読者の ひろば

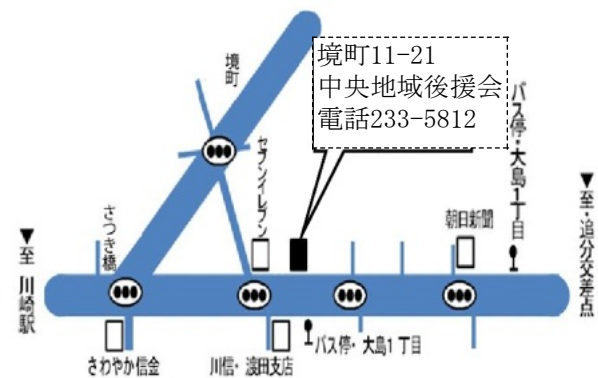
### 鶏



今年の干支 品種は軍鶏  
下並木 北沼菊治さん飼育

と、姪はAさんをおとしめ、自分がお兄さんの財産を管理する立場につきたい意図が垣間見えます。

Aさんにはお兄さんと公正証書できちんと任意後見契



中央地域  
境町相談所開設  
いたします

場所 地図参照

迷ったとき、困ったとき、ぐらしの相談センターへ(無料です)

## 12月の相談内容と件数

(11月21日～12月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-12月合計
住宅問題	5	63
生活保護	0	31
身障者問題	0	1
就職・仕事	3	13
医療・病院	0	6
市への要求	2	19
多重債務	0	4
架空請求	0	1
税金・年金	1	8
交通事故	0	1
子供問題	1	3
離婚問題	2	10
弁護士等の相談	1	17
不動産問題	0	8
後見・相続	4	43
その他	6	128
合計	25	356
開設からの総合計 (2003年9月)	6244	

2016年を振り返って  
356件の相談が寄せられました。家族のこと、家のこと、お金のこと、様々なことでトラブルや心配を抱えた方々が相談に訪れてくださいました。

2017年もそんな方々が相談して良かったと思って下さるぐらしの相談センターであるようにスタッフ一同、心尽くしてまいりますのでどうぞよろしくお願いたします。

## 1月の予定

### ★無料法律相談日

1月17日(火)  
午後6時30分～予約が必要です。時間が限られていますので用件はまとめて。

### ★バザー

1月21日(土)  
午前9時30分～  
ご協力をお願いします。

★土・日・祝日は休み

恒例の年末パーティー12月11日、東海道かわさき交流館でおこなわれました。フンさん・黒江さんのアオサイのステージ衣装に魅せられ、一弦琴の演奏に思いはベトナムへ、日本の曲も懐かしい、会場は一体となっていました。



大勢の人で踊ってくれた「遊人会」の皆さん

ラが動きまわります。最後に、お待ちかねの抽選会、当たる人、当たらない人、呼ばれる番号に耳を傾け一喜一憂。大いに盛り上がり、また今年も会場一杯の参加者で、楽しいひと時を過ごすことができました。

山本 美咲



一弦琴で「ベトナムの風」を届けてくれたフンさん・黒江さん



ザ・のんべーずのボーカリスト

の強さを踊る、身の引き締まる思いで見入りました。ザ・のんべーずの演奏には、いつもながらダンスの応援。楽しげに踊る様子にスマホやカメラがまわっていました。

歌ったよ、踊ったよ、楽しんだよ、年末パーティー

## ぐらしの相談センター今年の主な行事予定

- 1月27日(金)、今年最初の運営委員会
- 3月4日(土)、ベトナムへ自転車寄贈作業  
(日・ベト友好協会川崎支部)
- 4月9日～11日、任意後見友の会旅行
- 6月4日(日)、相談センター応援コンサート
- 9月2日(土)、ベトナムへ自転車寄贈作業  
(日・ベト友好協会川崎支部)
- 9月10日(日)、相談センター開設14周年のつどい  
特別ゲスト松元ヒロさん
- 10月、川崎市長選挙・市議補選
- 12月10日(日)、恒例年末パーティー

恒例の年末パーティーで参加者がとても楽しみにしている福引抽選会の景品が110点提供された。全員に景品が当たり「良い年を迎えたい」と喜ばれました。景品を提供いただいた団体・個人の皆様に心から感謝申し上げます。

ぐらしの相談センター所長 宮原春夫

「えひめA-1」  
あいち  
洗濯槽の掃除、ペット糞、尿消臭防止。排水口、トイレの消臭に抜群の効果。土壌改良にもご使用できます。その他用途と色々

500ml=2000円

噴霧容器もあります。(百円)  
愛媛県産業技術研究所で開発された商品です。



自賠責・各種健康保険取扱  
鍼灸・リハビリは  
川崎中央はりきゆう院  
ホームページ <http://www.har-110.com/>  
tel 044-244-1985

～天下第一中華～  
中華料理 天龍  
☆大小宴会も承ります☆  
ホームページ <http://www.tenryu.gr.jp/>  
川崎区東田町 6-17  
tel 044-220-3460

困った時は、ご相談ください。  
川崎医療生活協同組合  
川崎協同病院  
☆☆看護師大募集☆☆  
川崎区桜本 2-1-5  
tel 044-299-4781 fax 044-299-4788  
<http://kawasaki-kyodo.hospil.jp>